

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団（以下「財団」という。）の事務決裁について別に定めるもののほか、理事長の権限に属する事務及び理事長から委任された事務の決裁に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁は、理事長又はその補助機関が意思表示により、その権限に属する事務の処理について最終的決定を行うこと。
- (2) 専決は、理事長の権限に属する事務を常時理事長に代わって決裁すること。
- (3) 代決は、理事長又は理事長から委任を受けた者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務につき、一時決裁責任者に代わって決裁すること。

(理事長の決裁事項)

第3条 理事長が決裁する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財団の業務全体にわたる基本方針
- (2) 理事会及び評議員会の招集及び予算、決算、諸規程の改廃その他理事会及び評議員会に付議する案件
- (3) 専務理事の服務
- (4) 組織及び職務権限
- (5) 職員の任免及び賞罰
- (6) 職員の休職及び復職
- (7) 役員の旅行命令
- (8) 職員の国外旅行命令及び復命の受理
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例に属すると認められる事項

(専務理事等の専決事項)

第4条 専務理事の専決事項は、別表第1に掲げる事項とする。

2 事務局長の専決事項は、別表第2に掲げる事項とする。

(専決の制限)

第5条 前条の規定により専決することができる事項であっても、特に命ぜられた事項、重要又は異例に属すると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(理事長権限の代決)

第6条 理事長が不在のときは専務理事が、理事長及び専務理事がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

(専務理事の代決)

第7条 専務理事が不在のときは事務局長が、専務理事及び事務局長がともに不在のときは、チーフがその事務を代決することができる。

(事務局長の代決)

第8条 事務局長が不在のときは、あらかじめ定めた職員がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第9条 前3条の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務処理の方針を示された場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(後閲)

第10条 前条ただし書の規定により代決した場合は、代決者において速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月20日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第 1（第 4 条関係） 専務理事の専決事項

- (1) 職員の兼職及び兼業の許可
- (2) 出納員の任命
- (3) 1 件の金額が 1, 0 0 0 万円未満の収入の受入、支出の執行及び振替の決議
- (4) 交際費に係る支出の執行の決議
- (5) 1 件の金額が 5 0 万円未満の資産（現金を除く。）の譲渡及び廃棄等
- (6) 職員の服務に関すること
- (7) 職員の国内旅行命令及び復命の受理
- (8) 職員の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令
- (9) 予備費の流用
- (10) 事業執行計画
- (11) 資金計画
- (12) スタッフ及び臨時的任用職員の任免
- (13) 職員の職務専念義務の免除に関すること
- (14) その他前各号に準ずる事項

別表第 2（第 4 条関係） 事務局長の専決事項

- (1) 受託事業の執行
- (2) 資産の管理
- (3) 登記及び証明
- (4) 館長及び事務局長を除く職員の事務分掌
- (5) 職員の福利厚生
- (6) その他前各号に準ずる事項